

もし、あなたが病気や ケガで働けなくなったら どうします？

事務所の家賃
ローン
機器のリース代

家や車のローン

生活費・学費

従業員の給与

とめることのできない月々の出費を
日事連◆建築士事務所サポートプラン
が支えます。

※所得サポートプランは、新型コロナウイルス（COVID-19）に起因する保険金の支払い事由に対しては、お支払いの対象となる場合があります。（2021年12月現在）



日事連◆建築士事務所“所得サポートプラン”は (団体所得補償保険)

万一、病気やケガで働けなくなった時の

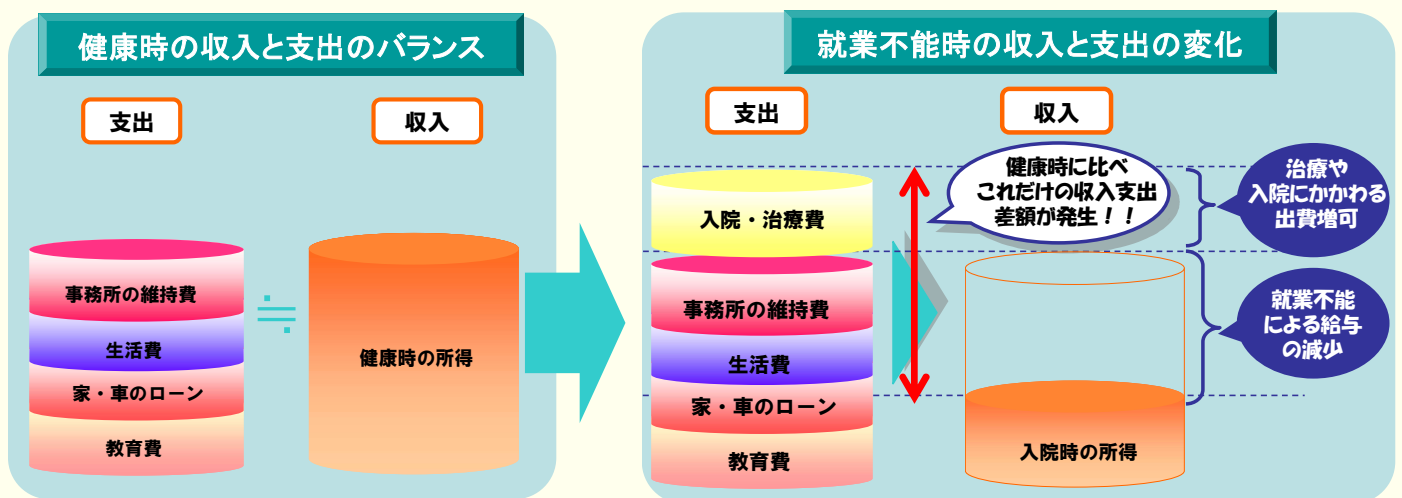
就業不能中の所得をカバーします



健康時と就業不能時の所得のバランス

突然の病気やケガで、就業不能になる事態を想定されていますか？

収入がストップしても、事務所の維持費、生活費、住宅・お車のローン、教育費など、支出は減ることがありません。



所得サポートプランの特長

最長1年間補償！

初年度加入（または通算支払限度期間に関する特約をセット後）および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。

入院だけでなく**自宅療養**による就業不能も補償！

自宅療養は医師の指示による場合にかぎります。

保険期間中、無事故なら 保険料の**20%**を返れい！

中途脱退の場合、返れい金はありません。

精神障害による就業不能も補償！

気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等による就業不能はお支払いの対象となります。（アルコール・薬物依存等は対象とはなりません）

医師による**診査は不要**！

告知内容によっては、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

ケガによる万一の **死亡・後遺障害**も補償

このような加入のパターンがあります・・・

※加入方法に関するご質問等がございましたら、お気軽に日事連サービスまでご相談ください。

● 事務所を開設する先生がご自身を被保険者として加入（法人・個人事業主問わず）

● 事務所が保険料を負担し、従業員全員を対象として加入（損金処理の対象）

● 事務所に勤める職員（給与所得者）が自身を被保険者として加入

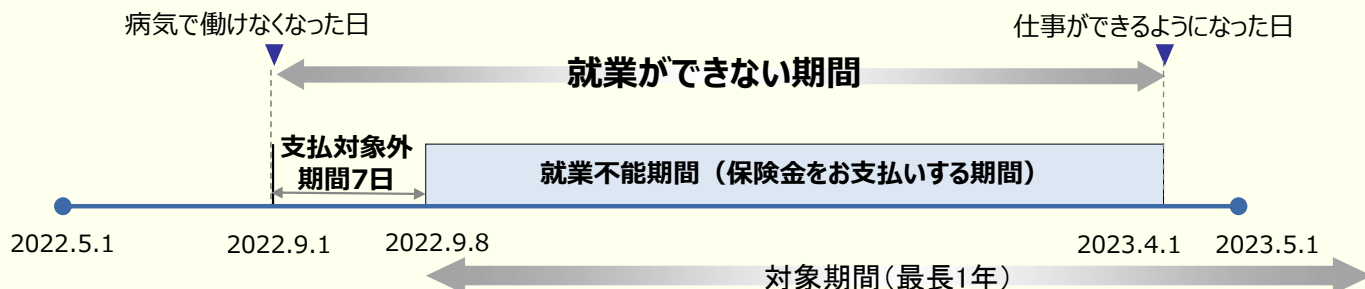


所得サポートプランのしくみ

加入例） 10口（月額保険金額50万円）加入の場合

脳こうそくにより就業不能となり、2022年9月1日から4か月間入院し、医師の指示により自宅療養とリハビリが3か月間続き、2023年4月1日から仕事復帰となった場合・・・

お支払いする保険金：50万円×6か月＋50万円×（24日÷30日）＝340万円



＊最初の7日間はお支払対象外期間となり、8日目から仕事に復帰するまでの期間の月々の所得を補償します。
※保険金お支払対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して1年間を限度とします。

日事連◆建築士事務所サポートプランは、日常生活の法的トラブルもサポートします！

弁護のちから

（弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険）

日常生活においてあなた自身やお子さまが法的トラブルに巻き込まれた場合の、弁護士への相談費用と委任費用をサポートします。

「特定感染症（※1）危険補償特約セットプラン」について

（※1）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症（※2）をいいます。2021年12月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。
（※2）新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。）であるものにかぎります。

【AC10、AC20、BC10、BC20型】

月払保険料例

<所得サポートプラン>

保険金額	口数	2口の場合	4口の場合	6口の場合	10口の場合
	所得補償保険金 (1か月につき)	10万円	20万円	30万円	50万円
	傷害死亡保険金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,500万円
	後遺障害保険金	20万円～500万円	40万円～1,000万円	60万円～1,500万円	100万円～2,500万円
月払保険料	年齢区分	保険料			
	満 15～19 歳	1,284 円	2,568 円	3,852 円	6,420 円
	満 20～24 歳	1,574 円	3,148 円	4,722 円	7,870 円
	満 25～29 歳	1,704 円	3,408 円	5,112 円	8,520 円
	満 30～34 歳	1,954 円	3,908 円	5,862 円	9,770 円
	満 35～39 歳	2,274 円	4,548 円	6,822 円	11,370 円
	満 40～44 歳	2,674 円	5,348 円	8,022 円	13,370 円
	満 45～49 歳	3,074 円	6,148 円	9,222 円	15,370 円
	満 50～54 歳	3,454 円	6,908 円	10,362 円	17,270 円
	満 55～59 歳	3,614 円	7,228 円	10,842 円	18,070 円
	満 60～69 歳	3,774 円	7,548 円	11,322 円	18,870 円

保険期間1年、対象期間1年、
支払対象外期間7日、職種級別1級、
団体割引5%、天災危険補償特約、
精神障害拡張補償特約セット

●保険料は、保険始期日（中途加入日）
時点の満年齢によります。満年齢69歳まで
の方がご加入対象となります。

●年齢は、保険期間の初日現在（中途加
入の場合は中途加入日時点）の満年齢と
します。

<弁護のちから基本補償（傷害総合保険 + 弁護のちから）>

弁 護 士 費 用	補償対象となる トラブル	被害事故/借地・借家/ 離婚調停/遺産相続調停/ 人格権侵害	被害事故/ 借地・借家/遺産相続調停/ 人格権侵害
	法律相談費用	通算10万円限度（自己負担額1,000円）	
	弁護士委任費用	通算300万円限度（自己負担割合10%）	
ケ ガ の 補 償	死亡・後遺障害保険金	300万円	
	入院保険金日額	3,000円	
	手術保険金	重大手術の場合	12万円
		入院中の手術	6万円
		外来の手術	1万5千円
月 払 保 険 料	通院保険金日額	1,500円	
	型名	AC1	AC2
	通常プラン	1,980円	1,870円
	型名	AC10	AC20
	特定感染症危険補償 特約セットプラン	2,070円	1,960円

保険期間1年、団体割引5%、天災
危険補償特約、入院保険金支払限
度日数変更特約（180日）、手術保
険金倍率変更特約および重大手術保
険金倍率変更特約セット、特定感染
症危険「後遺障害保険金、入院保険
金および通院保険金」補償特約
（型名：AC10,AC20）

●設計業務を専業でされている方
（職種級別A級）

詳しくはホームページをご参照ください

日事連サービス

検索

Qお問合せより
ご連絡ください

※保険料についてお問合せの場合は、全加入対象者の方のご年齢または生年月日をお知らせください。

（注1）このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注2）契約者および被保険者は、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

有限会社 日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-9-4 東京STビル3F

TEL : 03-3551-6633 FAX : 03-3552-1066

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL : 03-3349-5402 FAX : 03-6388-0161

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）